

西脇市移住支援事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、移住及び定住の促進を図るため、西脇市が交付する西脇市移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、2人以上の世帯に属する者にあつては、別表第1に掲げる要件を、単身世帯に属する者にあつては、別表第1の2の項から5の項までに掲げる要件を全て満たす者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者
- (2) 特定の宗教又は政治的な活動を目的とする者
- (3) 市税及び国民健康保険税の滞納がある者
- (4) 国、県及び市からこの補助金と同趣旨の補助金等を受ける者
- (5) 前各号に規定する者と同居する者
- (6) その他市長が不相当と認める者

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 2人以上の世帯 100万円
- (2) 単身世帯 60万円

2 補助金の交付回数は、1世帯につき1回限りとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、西脇市移住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に誓約書兼同意書（様式第2号）その他必要な書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末日までに、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、西脇市移住支援事業補助金交付決定書兼確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 前条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「交付対象

者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、西脇市移住支援事業補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付手続等)

第7条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付手続その他必要な事項は、西脇市補助金等交付規則(平成17年西脇市規則第45号)に定めるところによる。

(報告及び調査)

第8条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、交付対象者に対し、報告を求め、又は実地に調査することができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、交付対象者が別表第2の左欄に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる補助金相当額を返還させることができる。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定をした補助金については、この告示は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の西脇市移住支援事業補助金交付規程の規定は、令和元年12月20日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の適用の日の前日までに本市へ転入した者に係る補助対象者の要件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の西脇市移住支援事業補助金交付規程の規定は、令和2年12月22日から適用する。
(経過措置)
- 2 この告示の適用の日の前日までに本市へ転入した者に係る補助対象者の要件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日の前日までに本市へ転入した者に係る補助対象者の要件については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条関係）

補助対象者の要件

<p>1 世帯に関する要件</p>	<p>(1) 本市へ転入した日（以下「転入日」という。）の直前に補助対象者と同一の世帯に属していた者（以下「世帯員」という。）が、補助金の交付申請時（以下「交付申請時」という。）において補助対象者と同一の世帯に属していること。</p> <p>(2) 世帯員が平成31年4月1日以後に本市へ転入し、かつ、交付申請時において転入後1年以内であること。</p>
<p>2 転入に関する要件</p>	<p>(1) 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 転入日の直前の10年間のうち、東京23区内に在住していた期間又は東京圏（条件不利地域を除く。以下同じ。）に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内に通勤していた期間（東京圏に在住し、かつ、東京23区内の大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、専修学校又は高等専門学校をいう。以下同じ。）へ通学し、東京23区内の企業等へ就業した者については、当該大学等へ通学した期間を含む。以下「通勤期間」という。）が通算5年以上であること。</p> <p>イ 転入日の直前に連続して1年以上、東京23区内に在住し又は東京圏に在住し、かつ、転入日から転入日の3月前までのいずれかの日から起算して連続して1年以上の通勤期間があること。</p> <p>(2) 平成31年4月1日以後に本市へ転入し、かつ、交付申請時において転入後1年以内であること。</p>
<p>3 居住意思に関する要件</p>	<p>交付申請時から5年以上継続して本市に居住する意思があること。</p>
<p>4 就業又は起業に関する要件</p>	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 兵庫県が補助金の対象としてマッチングサイトに掲載した求人に対し、当該求人の掲載日以後に応募して新規に雇用（補助対象者の3親等以内の親族が役員を務める法人が雇用する場合を除く。）され、交付申請時において就業し、かつ、交付申請時から5年以上継続して勤務する意思があること。</p> <p>(2) 内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者で、次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 勤務地が兵庫県内であること。</p> <p>イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて新規に雇用され、交付申請時において就業し、かつ、交付申請時から</p>

	<p>5年以上継続して勤務する意思があること。</p> <p>ウ 離職を前提とした雇用形態でないこと。</p> <p>(3) 自己の意志により生活の拠点とするために本市に転入し、転入前の就業先の業務を引き続き行う者で、内閣府が実施する地方創生テレワーク交付金に係る資金を就業先から提供されていないこと。</p> <p>(4) 交付申請時から過去1年以内に兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）に基づく起業支援金の交付決定（以下「起業支援金の交付決定」という。）を受けていること。</p>
5 国籍及び在留資格に関する要件	日本人又は永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する外国人であること。
備考	
<p>(1) 「東京圏」とは、東京都（東京23区を除く。）、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。</p> <p>(2) 「条件不利地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）に規定する対象地域又は指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。</p> <p>(3) 「マッチングサイト」とは、兵庫県が運営し、求人を掲載するウェブサイトをいう。</p>	

別表第2（第9条関係）

要件	返還を求める額
(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。	
(2) 交付申請時から3年未満で本市から転出したとき（下記(5)の場合を除く。）。	交付した補助金の額（以下「交付金額」という。）の全額
(3) 交付申請時から1年以内に別表第1の4の項第1号及び第2号に規定する補助金の要件となる就業先を退いたとき又は起業支援金の交付決定を取り消されたとき。	
(4) 交付申請時から3年以上5年以内に本市から転出したとき（下記(6)の場合を除く。）。	交付金額に2分の1を乗じて得た額
(5) 上記(2)の場合において、県実施要領に基づく移住支援金の交付を行っている市町（以下「対象市町」という。）へ転出したとき。	交付金額に4分の1を乗じて得た額
(6) 上記(4)の場合において、対象市町へ転出したとき。	交付金額に8分の1を乗じて得た額

(7) その他市長が補助金の返還を求める必要があると認めたとき。	市長が必要と認める額
----------------------------------	------------

様式第1号（第4条関係）

西脇市移住支援事業補助金交付申請書

年 月 日

西脇市長 様

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

西脇市移住支援事業補助金の交付を受けたいので、西脇市移住支援事業補助金交付規程第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 申請内容

申請者の連絡先	電話番号				
	メールアドレス				
生年月日	年 月 日				
申請区分	<input type="checkbox"/> 2人以上の世帯	<input type="checkbox"/> 単身世帯	<input type="checkbox"/> 就業	<input type="checkbox"/> テレワーク	<input type="checkbox"/> 起業
本市へ転入する直前の住所	〒				
本市への転入日	年 月 日				
申請者の世帯員 (転入日の直前及び現在において申請者と同一の世帯に属している者)	氏名	性別	続柄	生年月日	
	(ふりがな)				
	(ふりがな)				
	(ふりがな)				

通学・通勤履歴 ※東京圏在住で、東京23区内へ通学・通勤していた方のみ記入		
通学・通勤期間	通学・通勤先の名称	通学・通勤先の所在地
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		

3 添付書類

(1) 全ての方

ア 誓約書兼同意書（様式第2号）

イ 申請者の本人確認書類の写し

ウ 住民票の写し（本市への転入後の住所及び転入日が分かる書類）

エ 住民票の除票又は戸籍の附票の写し

(2) 東京圏に在住し、東京23区内へ通学・通勤していた方

ア 卒業証明書等

イ 就業証明書等

(3) 2人以上の世帯で申請する方

ア 世帯員の住民票の写し（本市への転入後の住所及び転入日が分かる書類）

イ 世帯員の住民票の除票又は戸籍の附票の写し

(4) 就業した方又はテレワークを行う方

就業証明書（補助金の要件となる就業先等が発行したもの）

(5) 兵庫県から起業支援金の交付決定を受けた方

起業支援金に係る交付決定通知書の写し

(6) 外国人の方

在留資格を有することが分かる書類の写し

(7) その他

（ ）

様式第2号（第4条関係）

誓約書兼同意書

年 月 日

西脇市長 様

住 所

氏 名

印

西脇市移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付申請に当たり、下記の事項について誓約・同意します。

記

1 誓約事項

- (1) 西脇市移住支援事業補助金交付規程（以下「規程」という。）別表第1（単身世帯に属する者にあつては別表第1の2の項から5の項まで）に掲げる補助対象者の要件を全て満たしていること。
- (2) 規程第2条第2項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 規程別表第2の左欄に掲げる要件のいずれかに該当するときは、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる補助金相当額を返還すること。
- (4) 西脇市から補助金に係る報告及び調査を求められたときは、必要な協力を行うこと。

2 同意事項

- (1) 誓約事項(1)から(3)までの確認のため、関係機関等に照会を行うこと。
- (2) 補助金の交付手続に際して得た個人情報について、国への実施状況の報告、都道府県において実施する同様の事業の円滑な実施等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があること。

様式第3号（第5条関係）

西脇市指令第 号

様

西脇市移住支援事業補助金交付決定書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった西脇市移住支援事業補助金の
交付については、下記のとおり交付することを決定したので、西脇市
移住支援事業補助金交付規程第5条の規定により通知します。

年 月 日

西脇市長

印

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 条件

様式第4号（第6条関係）

西脇市移住支援事業補助金交付請求書

年 月 日

西脇市長 様

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

西脇市移住支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 組合	本店 支店 出張所
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		